

令和3年横審第47号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官佐藤雅彦出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和3年5月19日12時16分

三重県菅島東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数	9.7トン	4.8トン
全 長	17.77メートル	14.20メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力		308キロワット
漁船法馬力数	435キロワット	

3 事実の経過

Aは、平成3年1月に進水し、船体中央やや船首寄りに操舵室を設け、同室前部中央に舵輪、その前方に左舷側からレーダー、ソナー、機関回転計及びGPSプロッター、左舷側に機関遠隔操縦及び自動操舵各装置をそれぞれ備えた機船船びき網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、汽笛が故障していたものの、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、操業の目的で、船首0.2メートル船尾1.7メートルの喫水をもって、令和3年5月19日03時30分三重県舟越漁港を発し、僚船と共に菅島南東方沖合約8海里の漁場に向かった。

a受審人は、05時00分前示漁場に至って操業を始め、11時20分操業を終えて帰途に就き、レーダーをコースアップ表示で3海里レンジ設定として作動させ、甲板員を操舵室後部に船横方向全幅にわたり設けられた木製台に待機させ、自らは同台に腰掛けた姿勢で操船に当たり、12時06分菅島灯台から092度（真方位、以下同じ。）3.30海里の地点で、船首方を一べつして船舶を見掛けなかったことから針路を三重県答志島東方沖合に向く318度に定め、機関を回転数毎分1,400にかけ、12.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、12時13分菅島灯台から068.5度2.54海里の地点に達したとき、正船首1,110メートルのところに、Bを視認

することができ、その後、同船が錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示していなかったものの、ほとんど移動しないことから錨泊中であることが分かり、Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、定針前に船首方を一べつして船舶を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かずに続航した。

a 受審人は、Bを避けることなく進行中、12時16分菅島灯台から055度2.40海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首部がBの右舷船尾部に後方から42度の角度で衝突した。

当時、天候は雨で風力1の北風が吹き、潮候はほぼ低潮時にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、平成15年7月に進水し、船体中央部に操舵室、船首部に電動揚錨機をそれぞれ設け、同室前部中央やや右舷寄りに舵輪、その前方に魚群探知機一体型のGPSプロッター、左舷側にレーダー、右舷側に機関回転計及び機関遠隔操縦装置、後方に操縦席、同室左舷後方に舵輪及び機関遠隔操縦装置、その上方に同プロッターのモニターをそれぞれ備え、汽笛として電子ホーンを装備したFRP製モーターボートで、b受審人が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、同日07時00分愛知県西尾市所在の係留地を発し、菅島東方沖合約2海里の釣り場に向かった。

b受審人は、伊勢湾を南下して前示釣り場に至り、08時40分衝突地点付近で、船首から重量約40キログラムの唐人錨を水深約30メートルの海中に投げ、同錨に長さ7メートルのチェーンを取り付け、同チェーンに連結した直径12ミリメートル長さ200メートルの合

成繊維製錨索を電動揚錨機のローラーから約80メートル延出し、船首を北方に向け、機関を停止した後、錨泊中であることを示す黒色球形形象物を表示しないまま、錨泊を開始し、魚群探知機一体型のGPSプロッター表示画面の右半分は魚群探知機画面を、左半分はGPSプロッター画面をそれぞれ表示させ、同プロッター画面はコースアップ表示で0.5海里レンジ設定として作動させ、同乗者2人が左舷船尾部で左舷方を向き、自らは同乗者1人と共に右舷船尾部で右舷方を向き、それぞれ座った姿勢で釣り竿各1本を出して釣りを開始した。

b受審人は、12時13分菅島灯台から055度2.40海里の地点で、船首が000度を向いたとき、右舷船尾42度1,110メートルのところにAを視認することができ、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、航行中の他船が錨泊中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、時折、GPSプロッターのモニターに視線を移しながら錨泊を続けた。

こうして、b受審人は、注意喚起信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を続け、12時16分少し前、右舷船尾至近に迫ったAを認め、機関を始動して前進にかけたものの、効なく、Bは、船首が000度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部外板に、Bは、右舷船尾部外板にそれぞれ破口を伴う擦過傷等を生じたが、後いずれも修理され、Bの同乗者1人が右第8-9肋骨骨折を負った。

(航法の適用)

本件は、海上交通安全法が適用される菅島東方沖合において、航行中のAと錨泊中のBとが衝突したものであるが、同法には本件に適用でき

る航法規定がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と錨泊中の船舶に適用する定型的航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、菅島東方沖合において、舟越漁港に向けて航行中のAが、見張り不十分で、前路で錨泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、注意喚起信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、菅島東方沖合において、舟越漁港に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、定針前に船首方を一べつして船舶を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で錨泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Bの同乗者1人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、菅島東方沖合において、釣りのため錨泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の他船が錨泊中の自船を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、注意喚起信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく錨泊を

続けて同船との衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自船の同乗者1人を負傷させるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年8月23日

横浜地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁